

『福祉国家』グループプロジェクトセミナー記録

2001年5月29日 室住眞麻子氏

「比較社会政策論の基盤としての家計研究」

< 討論部分 >

フロア（大沢） （ の1に関連して）エスピン-アンデルセンの三類型では、イギリスの位置は曖昧で微妙であり、自由主義レジームの典型として挙げられてはいなかった。それが後の研究では自由主義レジームに含まれているという前提で論じられるようになり、混乱が生じている。

デボラ・ミッチェルは、エスピン-アンデルセンの分類でイギリスが自由主義レジームに含まれているという前提で議論し、それが違うという論点を出し、イギリス・オーストラリアはカナダ・アメリカとは異なることを示した。ミッチェルは命名していないが、イギリス・オーストラリアについては労働党が影響力を持っている国ということでリブ・ラブ福祉国家と呼べそうだ。ところでデボラ・ミッチェル自身のデータに基づいてイギリス・オーストラリアを比較すると、じつはかなり違っており、二国をひとくりにすることはできない。シングル・マザーに対する社会保障のあり方も異なる。表2（各国の貧困率）は再分配後の可処分所得であり、社会保障給付も含んでいるため、母子世帯への社会保障給付が収入の3 - 5割と高いイギリスの貧困率が2割程度と低くなっている。

フロア 表2の貧困率は所得分布の中位所得の50%以下の世帯の割合ということだが、これは貧困線という絶対水準を問題にするのではなく、社会の下位にある世帯として必ず何割が存在するという概念である。これにどのような意味があるのか。

フロア LISでもOECDでも貧困率を出す際に、分布のあり方の問題として通常このような方法を採用している。

フロア 所得か支出かという問題に関して、家計が所得が少ない場合、家計支出を削減するという形で黒字を出しているという行動様式を問題にするなら、絶対的な貧困水準を念頭に置いた議論をする必要があるのではないかと。データとしては相対的な貧困率を用いるとしても、同じ貧困率、貧困線として使ってしまうのではなく、操作した上で利用すべきではないか。

フロア 確かに、中位所得の50%以下というのは、貧困の基準というよりも、不平等の

基準である。しかし、発展途上国と国民所得の高い先進国とを比較することはできないにしても、同程度の国民所得をもった国の間では比較可能な値が出てくる。

フロア 中位所得の 50%以下とは、実態として例えば日本の場合、どの位にあたるのだろうか。普通に暮らせる世帯と考えていいか。

室住 所得の絶対額で比較する場合は、一人働きと二人働き、家族の人数、子どもの成長段階など、さまざまな要素を操作しなければならず、実際には難しい。そこで、共通の指標として中位所得を用いることになる。

フロア 日本の場合、平均的世帯の中位所得の半分とは、年収でいうといくら位か。

フロア 日本では、所得統計には平均所得だけで、中位所得が出ない。具体的にイメージするのは難しい。

フロア この貧困率を、星野氏らの貧困率推計と突き合わせると、もう少し何か見えてくるのではないか。これも同じ「全国消費実態調査」を用いている。ここでは、生活保護世帯と比較した年収を用いて、ある種の絶対基準と比較した貧困率を出している。その場合にも、中位所得を用いた場合の貧困率とそれほど乖離しない値が出ている。

フロア 生活保護世帯と比較した場合も、似たような数字になるということは、生活保護世帯より少し上くらいが中位所得の 50%ということになるようだが、そんなに低いのか。

フロア 表 4「厚生白書」による家計分析（消費支出・税金・社会保険料・黒字の割合；対実収入比、単位：％）の読み方に関して。

社会保険料は各階層でフラット、直接税はそれなりに累進的に、消費支出はその逆の下がり方になっている。今日本では、所得税減税といって、社会保険料を上げなければ、消費税ももっと上げなければならないという議論があるが、これは日本での社会保障純負担率を今以上に低所得層に重いものにするという方向の議論である、ということがここから読み取れると考えてよいか。

フロア 社会保険料は報酬比例であり、また上位では標準報酬の最高限を超えてしまうということがあるため、第 5 五分位で下がってくるということになる。

フロア 表 6（世帯の所得階層別社会保障費の純負担率）の日本とイギリスの比較に関して、イギリスの社会保障は、税方式が大きいので、それを考慮しなければ、日本と比較

できないのではないか。

室住 日本の場合も、イギリスの場合も、「社会保険料」に税負担を入れていない。

フロア イギリスと日本を比較するためには、財政支出から、社会保障支出にあたる部分を算出して、負担に加算すべきではないか。このままだと比較できないのではないか。

フロア 各国の勤労者の所得のベースは異なるから・・・。

フロア 数値の絶対水準よりも所得階層による違いにポイントがある。

表4では直接税負担と消費支出をだしているが、なぜ表6で日本の税がわからないのか。

室住 税の中で、社会保障に向けられる部分と、それ以外の部分を区別できないから、はずした（国民負担率ではなくて、社会保障純負担率）。

フロア イギリスの場合、雇用者の社会保険料の負担における企業との関係は、日本と比べてどうなっているのか。どこで払うのか、つまり賃金で受け取るのか、社会保険料を企業が払ってくれるという形で受け取るのかで意識の面では違う。

フロア 社会保険は折半が原則。サッチャー改革位以来、低所得者には負担を下げたりしているが。

フロア つまりイギリスと日本であまり差がないということか。

フロア イギリスは（データが）全世帯になっているから、自営業は少ないにしても、年金受給者が入っている。

フロア 違う論点になるが、二つ質問したい。表3（妻の収入と家計内の支出配分率）は1971年のデータだが、30年たって、共働きに関する状況も変わり、データがかなり変化しているという可能性はどうか。

また、前半の家計内配分を考えなければならないという議論と、後半でのイギリスと日本との比較との関係はどうなっているか。

室住 第一点については、古いデータであるが、これしか利用できるデータがなかったので出させていただいた。ただ、日本の場合、共働き家計の妻の収入が夫の収入の4割から8割程度であるという最近の調査結果があり、調査年は旧いが、夫妻の収入比率はあま

り変化していないと考えられる。

二点目については、実は、最後のまとめで、家計内の配分に賃金所得が十分に対応しきれていないので、その部分に関しては所得再分配として、個人に向けた社会保障給付が必要ではないか、という指摘がしたかった。所得の合計で貧困測定をすると家計内の配分が見えなくなってしまう、これに対しては個人単位の所得保障が必要である、ということを手張したかった。時間切れで申し上げられなかった。

フロア 配分の計算の仕方について教えてほしい。家計内消費にジェンダーバイアスがあるということはその通りと思うが、計算の仕方としては、たとえば夫が外で昼の食事をした場合なども夫の配分になるのか。

室住 なります。ここでは、家庭内で消費したもの、家庭外で消費したものをすべて含める。そのための詳しい原則を作っており、それを網羅するような指標を作る。

フロア そうすると、家庭内消費をする人と、家計外消費をする人で配分がかわってくるということであり、消費する場所によって配分のウェイトが変わってくるということはある。

室住 家庭内と家庭外での価格の違いがその場合は効いてくるということになる。紹介した家計研究においては支出の全項目について個人別配分を出したが、別の研究では世帯共通部分は個人別に割らないことにしている。

フロア そういう方法だと、調査者の理念が大きく影響してくると思うが、私なんかだと、子どもがこんなに多くて、夫の配分がずいぶん少ないのか、とってしまうが(笑)。

室住 この調査では、ライフ・ステージを統一しており、子どもが成長期で支出が膨張する時期に焦点を当てている。そうした中で家族のだれが最もしわよせの影響を受けているか、支出膨張をどのように切り盛りしているのかなどを問題にしている。

フロア その影響は亭主ではなくて妻が大きいということ。

フロア その場合、理念的に比率を設定することはできないだろう。この場合だと、妻の配分が25%というものがある種の理想像として想定されているようだが、それは論証できない。

室住 ただしこの調査では、これ以下では生きていけないという限界の比率を、実態が

ら吸収する形で設定している。妻の配分が17 - 8%を切ると生活できない、というように。

フロア そのように比較すべき基準があれば議論しやすいと思う。

フロア 配分率の順位が各群で完璧に一致しているというのがすごいと思うのだが。

室住 やはり、子どもが成長期のときには、子どもが優先されるということでは・・・。

フロア ボーナスが出たとき、あるいは給料が大幅に下がったときにどのように配分がされるかというようなデータがもしあれば、ここの数字からはわからない決定の前後関係のようなものがわかるのではないか。

室住 家計調査が行われるのは平常時になっていて、ボーナス時はいろんなバイアスがかかってくるので避けられる。ただ、ローンの返済など長期的な配分もあり、これだけでは済まされない問題がある。しかし、なかなかそこは切りこまれていない。

フロア 表1（妻の収入と支出配分率）はこの方たちの独自調査の結果か。

室住 独自調査です。総務庁の家計調査では個人別配分はわからない。

フロア 法律的観点からみると、黒字部分がだれの名義で財産形成されているかということが重要になってくる。若い世代の共稼ぎでは、夫婦それぞれの財布と共通の財布を持つという、財布三つ夫婦も増えてくるだろう。

室住 70年代の調査ではだれの所得がだれによって管理され、個々人の支出配分はどうなっているのかなどを区別していなかったが、80年代になるとその点を分けて調査するようになっている。

フロア 子どものいる夫婦世帯にたいするイギリスの課税制度はどうなっているか。日本は共稼ぎでは別々に課税されるが、フランスでは合算課税である。二分二乗だと夫の所得に対しても妻が潜在的に権利を主張できるということがあり、家計の配分を考える上で重要だと思う。時期によって変化しているはずだが、イギリスではどうなっているかをみっておくとよいと思う。

フロア 表7（世帯構成別収入構成と消費性向）で、「母子・無職」の収入で「その他」が45.3%と高い割合になっているが、これは離婚した場合の慰謝料や生活費が積まれている

るためと考えてよいか。これに対してイギリスでは「その他」の割合がそれほど高くないが、この数字をどのように読めばよいか。

室住 「その他」のうち、前の夫からの仕送りはそれほど多くない。なにが大部分を占めているかは細目が明らかにされていないため、わからない。「母子・無職」という世帯は母集団が非常に少ないため、ある世帯で極端に多いとその影響を受けやすいということも考えられる。

フロア 「母子・無職」の子は18歳未満とされているため、母親の年齢はある程度限られてくる。従って、公的年金給付として受けているのは老齢年金ではなく遺族年金であると思われる。死別の場合が多いと考えられるので、「その他」には、家賃・地代収入や生命保険が含まれていると思われる。

フロア その点を考慮すれば、シングル・マザー、母子世帯といった場合のタイプ（未婚、離婚、死別など）の分布が、国によって相当違うのではないかと思う。

フロア 日本では、非婚は少なく、離婚か死別が多い。  
死別と離別の比率が逆転したのが80年くらい。それ以前は死別が多い。

室住 イギリスの場合はある時点で逆転して、非婚が多くなっている。

フロア 事実婚の場合は、同居か別居かで区別する。

フロア 国によってシングル・マザーの比率が異なると思われるが、その点について教えてほしい。

フロア 子どものいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、日本では5%くらい、イギリスでは19-20%くらいと思う。

室住 母子世帯をどのように把握するかは難しい。親と同居の場合や、非婚の場合などをどうしてカウントするか。統計に出てくる母子世帯の数と現実の数とは、少し注意して見る必要がある。

スウェーデンやデンマークと他の国とで大きく比率が異なるということは、埋橋先生のご研究で既に指摘されていたことであるが、それを再確認できた。同じ国でも年次によって違う。それがなぜなのかはまだ疑問である。

フロア どの範囲の人々をシングル・マザーとするかによって、広く取るか狭く取るかによって、貧困率も変わってくると思われる。

室住 定義の仕方と割合とは効くかもしれない。ただ、この場合、中位所得の 50%という相対的な所得で見ているので、この二つが効くかどうかはわからない。

フロア イギリスの貧困率は中位だが、単身高齢者の貧困率が 40%もある。シングル・マザーなどの女性に対する給付制度が、ライフコースに及ぼす影響についての研究などがあれば教えてほしい。

室住 日本の場合を見ると、高齢で就労しているかいないか、また夫婦か単身かで貧困率にかなり差がある。それに対してイギリス以外のところでは、シングル・マザーと高齢者シングルとで、シングルというところで似たような数字が出ている。これは気になっているが、その要因については、それぞれの国の施策のポイントともかかわってくることで、今の段階ではお答えできない。